

上 尾 市
上尾市教育委員会

訓令第2号

本 庁
出 先 機 関
上 尾 市 教 育 委 員 会 事 務 局
市 立 教 育 機 関
上尾市医療的ケア児支援庁内連絡会議

上尾市医療的ケア児支援庁内連絡会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市医療的ケア児支援庁内連絡会議設置規程の一部を改正する訓令
上尾市医療的ケア児支援庁内連絡会議設置規程（平成31年上尾市・上尾市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども未来部子ども支援課 子ども未来部保育課 子ども未来部発達支援相談センター」を「こども未来部こども支援課 こども未来部保育課 こども未来部こども発達センター」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。